

青森公立大学休学、復学及び退学に関する手続規程

平成27年3月26日

規程第16号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学学則（平成21年規程第1号。以下「学則」という。）第29条、第33条第1項及び第2項並びに青森公立大学大学院学則（平成21年規程第3号）第31条及び36条第1項の規定に基づき、休学、復学及び退学（以下「身分異動」という。）の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(身分異動に係る面談)

第2条 身分異動を希望する者は、休学願若しくは復学願若しくは退学願（以下「身分異動願」という。）の提出に先立って、学生担当補佐との面談を行わなければならない。

2 身分異動の理由が病気である場合は、医師の診断書の提出をもって面談に代えることがある。

3 遠隔地に居住している等面談の実施が困難であると認められる場合は、身分異動の理由等を記載した文書の提出をもって面談に代えることがある。

4 学則第33条第2項の規定により退学勧告を受けた者の面談は、保証人同伴のうえ実施する。

(身分異動の願い出)

第3条 身分異動を希望する者は、前条に定める手続きを経た後、身分異動願を学長に提出しなければならない。身分異動願の様式は、別に定める。

2 休学を許可されている者は、休学許可期間が満了する日までに前条に定める手続きを経た後、身分異動願を学長に提出しなければならない。

3 休学を許可されている者が、休学許可期間が満了する日までに身分異動願を提出しない場合は、休学許可期間満了の翌日から在学しているものとみなす。

(身分異動許可書)

第4条 身分異動を許可された学生に対して、身分異動許可書を交付する。身分異動許可書の様式は、別に定める。

(休学に係る履修登録及び成績評価の取扱い)

第5条 各学期の期末試験期間7日前までに休学を許可された場合は、当該学期の履修登録科目を全て削除し、成績評価の対象としない。

(身分異動に係る授業料等の取扱い)

第6条 身分異動に係る授業料等の取扱いは、公立大学法人青森公立大学授業料等規程（平成21年規程第4号）の定めるところによる。

2 学期途中での休学又は退学については、当該学期に係る授業料等の納付が無い場合はこれを許可しない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、学生の身分異動に関し必要な事項は別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。